

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する 法律案（仮称）（骨子）」について

平成24年5月16日

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞

- 前回の第7回アクション・プラン推進委員会での議論を経て、先月27日の第16回 地域主権戦略会議において、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成案）」が了承された。この「基本構成案」は、全体としては、九州地方知事会の主張を採り入れつつ、「国の出先機関の原則廃止」を前に進めるための提案であり、ここに至るまでの政治のリーダーシップについて、大いに評価したい。
- 今後、政府の方針である「平成24年通常国会への関連法案提出」に向け、今まで以上に政府部内で精力的な調整が必要と考える。特に次の点に留意の上、従来からの九州地方知事会の主張を十分に反映した法案の作成を求める。

1 移譲の例外

- 今回の改革は、あくまで「国の出先機関の原則廃止」である。「移譲の例外」となる事務が多く残り、これらを執行するための国出先機関を残存させることは、改革の趣旨に反するものであり、国民の理解も得られるものではない。
- また、一部の事務について「移譲の例外」となる事務を本省に引き上げ、又は、隣接ブロックの国出先機関が処理することとする場合にも、住民の利便性を損なわないかどうか、検証が必要である。

2 持ち寄り事務

- 今回の改革は、地域主権確立のため、国出先機関を原則廃止し、その事務・権限を住民に身近な特定広域連合に「丸ごと」移譲しようとするものであり、各県の事務を特定広域連合に持ち寄ることは、改革の趣旨に逆行するものである。

- 「持ち寄り事務」の取扱いについては、地方の自主性・主体性に任せることが地域主権の理念に適うものであり、事務等の持ち寄りを条件とするような制度設計や運用は受け入れられない。

- なお、九州地方知事会としては、国出先機関の事務・権限の移譲後に、特定広域連合に持ち寄ることにより行政の効率化が見込まれ、かつ、住民の利便性を損なわない県の事務があるかどうかについて、真摯に検討していきたいと考えている。

3 財源

- これも従来から主張しているとおおり、国の責任において財源が確保されることは、地方が国出先機関の移譲を受ける前提であり、市町村等の不安・懸念を解消するためにも不可欠である。必要な財源については、事業費と人件費を明確に区分した上で、その全額が国から措置されるべきである。

- 「(改革の) 基本理念にのっとり、特定広域連合等が移譲事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする」といった抽象的な規定ではなく、以下のような財源確保のための具体的な仕組み（スキーム）を特例法に規定すべきである。
 - ・ 特定広域連合が国に交付金を要求することとし、その相手方を内閣総理大臣とする。
 - ・ 国の財源措置に不服がある場合には、内閣総理大臣に意見書等を提出することができる。